

岡村東洋光, 高田 実, 金澤周作編著
『英国福祉ボランティアの起源』
— 資本・コミュニティ・国家 —

(ミネルヴァ書房, 2012年)

黒 崎 周 一

石油危機を直接の契機とした1970年代の世界経済の停滞によって、財政の悪化に直面した先進諸国では、福祉国家の「危機」が声高に叫ばれ、その「見直し」を迫られることとなった。福祉国家の一つの模範とみなされていたイギリスも例外ではなく、79年には「小さな政府」を志向するサッチャー政権が登場した。国有企業の民営化や規制緩和などに加え、社会サービス関連予算の削減を政策に掲げたサッチャーは、自由放任主義に基づき自助を尊ぶヴィクトリア朝の価値観を称揚し、福祉分野での国家の後退と個人や家庭レベルでの自助努力を促したのである。

サッチャリズムの台頭がアカデミズムに与えた影響は多岐にわたるが、社会福祉史の領域においては、これを端緒に、福祉分野における国家の役割の拡大過程に力点を置き、福祉国家の成立を到達点とする単線的な制度理解の再検討が促された。そうした試みの一つとして登場したのが、「福祉複合体」(mixed economy of welfare)と呼ばれる概念である⁽¹⁾。福祉複合体論では、国家の他に企業などのコマーシャル・セクター、チャリティ団体や相互扶助団体などのボランティア・セクター、家族などのインフォーマル・セクターを福祉の担い手として想定し、その多様性を強調すると共に、これらの主体が異なる原則に基づき活動する中、時に対立し、時に連携するといったような関係性の変化にも注目することで、社会福祉史を動的に描き出すことが企図されている。また近年は、各国における福祉複合体の枠組みを比較検討する試みも盛んに行われている⁽²⁾。

日本の歴史研究において福祉複合体が注目を浴

びるようになったのは、2000年前後からのことであった。はじめからこの議論に関与し、精力的に活動してきた研究者たちが中核となり、近現代イギリスで展開されたボランティアな活動に焦点を当てた共同研究の成果を世に問うたのが本書である。最初にコメントを加えつつ各章の内容を紹介し、その後に全体にわたるコメントを述べて評者の務めを果たしたい。まず本書の構成を示すと以下の通りである。

- 序 章 近現代イギリスにおける福祉ボランティアズム—重畳するフィランソロピーの歴史—(編者)
- 前 史 現代チャリティ法制の一起源—慈善信託法(1853年)の長い制定過程にみるイギリスの自治と統治—(金澤周作)
- 第I部 営利とフィランソロピー
 - 第1章 チャリティの倫理と資本主義の精神—19世紀に登場した“5%フィランソロピー”—(岡村東洋光)
 - 第2章 企業福祉と社会福祉—ラウントリー父子の実践—(山本通)
- 第II部 共同体への志向
 - 第3章 模範の工場村と公共制度—地域社会における社会改良と階級観の調和—(岩間俊彦)
 - 第4章 ロンドン住民の健康と帝都の美観—ミース伯爵によるオープン・スペースの整備—(光永雅明)
- 第III部 国家との関係
 - 第5章 福祉の分業と隘路—ロンドン慈善組織

- 協会と「リスペクタブルな」失業者—
(山本卓)
- 第6章 チャリティでも、社会主義でもなく—
全国預金友愛会組合と老齢年金— (高
田実)
- 第7章 変容する福祉実践の場と主体—第一次
世界大戦期における別居手当と家族手
当構想— (赤木誠)
- 現代 ボランタリー・セクターと国家の現在
(中島智人)

序論では、本書に通底するテーマである「福祉ボランティア」の定義とそれが持つ意義について述べられている。まず近年の日本でボランティアな活動が目される一方で、長引く不況と少子・高齢化により福祉国家の基盤が揺らぐ中で、従来の政府主導の福祉政策や、ネオ・リベラリズムに基づく市場経済主導のグローバリズムが対応できていないことが指摘される。そしてこの現状を打破すべく提起されるのが「福祉ボランティア」である。この視角は、「国家的な法＝権力的な機構から提供も強制もされない、私益を超えて人の生存の質の向上のために動員されるエネルギーとその発現形態の総称」と定義され、営利性あるいは市場との部分的な適合、実施規模の空間的（全国的、都市的、個人的）な多様性、そして国家との柔軟な関係性を有する三次元的なイメージが提示されている。

本書が対象とする19世紀後半から20世紀初頭のイギリスは、自由放任主義から新自由主義（介入的自由主義）への転換期であった⁽⁹⁾。国家が慈善や相互扶助の円滑な実施のための間接的干渉に加え、リベラル・リフォームに代表されるように、失業保険や健康保険などのより直接的な干渉を開始したのである。その結果、福祉複合体の構成主体間の関係は大きく変容し、特に国家とボランティアな活動との結合が強化された。福祉ボランティアは、こうした中でチャリティやフィランソロピーという概念では捉えきれない事象を掘り上げることも期待されている。また福祉ボランティアが果たした役割にも限界があったことが指摘されるが、同時にそれが福祉国家の単線の発展史の見直しという社会福祉史研究への貢献だけでなく、福祉をめぐる現在の理論や政策分析に欠けた歴史的な視点を提供し得ることも強調されている。

福祉ボランティアという分析ツールが有するアクトアリティを重視する姿勢は、社会政策論から出発した福祉複合体論の原点への帰帰といえる。

「前史」は、1853年慈善信託法の制定過程を取り上げ、政治問題としてのチャリティを19世紀イギリス史における自由放任と国家干渉の議論と関連づけて論じると共に、先行研究による募金立の篤志協会への偏重傾向を踏まえ、もう一つの主要なチャリティの形態である基金立の慈善信託に光を当てている。近代イギリスではチャリティが隆盛を極める一方で、慈善信託が基金設定者の意思通りに実施されない不健全運営が問題化していた。これに対し、1841年から53年までに13の法案が提出された。それらの審議過程では、まず不健全運営の原因として、チャリティの法的手続きを担う大法官裁判所の硬直性が認識された。そして初期の法案が中央行政によるチャリティの一元的統制に失敗すると、次に地方の司法機関にこれを監督させようとしたが、最後には基本的には地方の司法に委ね、一定の介入権と全般的な監督権を中央行政に認める二元体制に落ち着いたのである。

法制定が難航した背景には、特に法案審議の前半における、慈善信託に関わる諸利害やキリスト教諸宗派の国家介入への根強い嫌悪に加え、専制政府への恐怖も絡んだ党派政治があった。チャリティへの国家介入は、その繁栄を妨げると考えられていたのである。結果として1853年慈善信託法は、チャリティ運営の健全化を促進すると同時に、国家がチャリティの自主性を尊重するという統治のあり方を示したと述べられている。それは自由放任の風潮が根強い19世紀中葉のイギリスにあって、慎重に踏み出された国家介入の一步であった。しかし一方でその背景として、不健全運営の是正と同時に、国家による慈善信託の権威付けを望む声などはなかったのであろうか。ご教示いただきたい点である。

続いて第I部「営利とフィランソロピー」において、企業の社会的貢献や、近年注目を浴びつつある社会的企業のように社会問題を「営利性を有する手法」で「社会革新的」な問題意識をもって解決しようとする姿勢、すなわちチャリティと営利性との部分的な適合性が、世紀転換期イギリスの福祉ボランティアをも先駆的に特徴づけていたことが二つの章で論じられている。

これまで日本で知られるところが少なかった5%フィランソロピーの活動を論じているのが、第1章である。19世紀の都市人口の急増は、労働者住宅の不足とスラムの形成による都市環境の悪化を招いた。そこで住宅建設の資金確保のために生まれたのが、協会や会社などを設立し、出資者や株主に5%を上限に配当する条件で資金を集める5%フィランソロピーである。この取組は、「良質な」モデル住宅を労働者に提供して、リスペクティブリティを獲得させることを意図していた。それに先鞭をつけたのが、1840年代に設立された首都圏労働者住宅協会や労働者階級の状態改善協会であった。

しかしこれらの組織は、設立の根拠となった国王特許状の制限もあって3~4%の配当に留まり、出資金不足が否めなかった。これを克服したのが、ウォーターローの改良産業住宅会社である。彼は特許状の上限である5%の配当保証や住宅管理のコスト抑制など、慈善活動にビジネスの原則と方法を導入して潜在的なフィランソロピストの掘り起こしを行ったのである。またこれらの活動は、大地主の支援の他に政府からの補助金によっても支えられていた。5%フィランソロピーは、その性質ゆえにチャリティではないとの批判を浴びたが、これはむしろビジネスとフィランソロピーを結びつける新しい手法であったことが明らかにされている。チャリティと営利との親和性を明らかにした興味深い論考である。

第2章は、ラウンリー父子の企業福祉と社会福祉の実践に焦点が当てられている。19世紀後半のイギリスでは、家父長主義的な企業福祉が展開されていたが、第一次世界大戦後までには、大企業が企業福祉を労働者の権利として制度化していった。この潮流の先頭に立っていたのが、チョコレート企業家のラウンリー父子である。父のジョーゼフは、19世紀後半を通じて自らの企業を従業員12名から数千名を超えるまでに成長させる間に、経営家父長主義から体系的企業福祉への転換を進めた。彼の関心は貧困問題にも向けられ、住宅問題では郊外型住宅団地を建設し、社会問題の科学的調査・研究も支援した。また政治面ではリベラル・リフォームを強く支持した。その一方で息子のシーボームは、父の取組を引き継ぎつつ、企業内年金計画など企業福祉の制度化を促進し、貧困問題の調査を実施した。またチャリティ

の限界を認めて国家の介入を求め、ロイド・ジョージの側近として、自らも第一次世界大戦中には、軍需省福祉部部長などを務めて福祉領域への国家介入を促進したのである。

戦後に公務から退いたシーボームは、労働者の低賃金問題に取り組み、自らの企業では労使協調の下で労務管理を行った。そして彼の活動の根底には「科学的管理法」とは異なる「人間性重視の科学的管理法」があったこと、さらに彼の完全雇用の実現や、全児童への児童手当の実施などの提言の一部が、後のベヴァリッジによる「福祉国家」構想に生かされたことが指摘されている。シーボームのボランティアな活動が国家福祉に影響を与えていく過程が丁寧に示される一方で、労務管理や科学的管理法の議論は、福祉ボランティアというテーマに則してみると、やや唐突な感を否めない。

第Ⅱ部「共同体への志向」では、コミュニティ、特に地域社会において「よき社会」の形成を目指す上で、フィランソロピーが果たした役割が二つの論文から明らかにされる。

1840年代から50年代のハリファクスにおける「模範の工場村」建設が地域社会にどのように貢献したのかを考察しているのが、第3章である。この時期のハリファクスでは、特に製造業者が地方行政機関、教区組織、任意団体などからなる公共制度を支配していたが、中でもアクロイド家とクロスリー家は大きな影響力を有していた。その彼らが推進したのが「模範の工場村」建設であった。これは中産階級や労働者階級の居住を念頭に置いたもので、並行して、彼らの住宅購入資金を比較的低い利率で貸し出す住宅組合の活用も図られた。これらの計画は、建設された住宅の戸数が少なく、かつ都市郊外に建設されたこと、そして住宅組合を活用してもなお、労働者階級の住宅購入が困難であったことから、ハリファクスの都市環境への影響は限定的であった。

しかしこうした試みは、地方自治体が予算の制約や内部対立により社会改良を主導できない中、地域社会での社会改良に関する意識や公論を喚起する役割を果たした。またアクロイドやクロスリーを含む中産階級は、この時期に貯蓄銀行や生活協同組合なども設立したが、労働者階級はこれらの団体に参加することで、ハリファクスの公共制度に関与していったのである。またこれらの活

動が、この時期に中産階級が直面していた階級間の対立を解消し、協調意識を醸成することに貢献したことが強調されている。しかし機能不全に陥った地方自治体を任意団体が補完する際に、地方自治体がこれを側面的にでも支援することはなかったのだろうか。

第4章は、「都市的な地域の中で建造物がない、公園や庭園など」のオープン・スペースの整備に関するミース伯爵の活動や理念を検証している。1880年代には、ロンドンでオープン・スペースを整備する様々な取組が進められ、ミースもまた慈善団体や州議会で活発に活動していた。彼がこの活動に熱心な理由には、国民全体の人種的な「退化」、特に労働者の健康状態への懸念と、国際社会における軍事や産業面での「諸国民の勝利」を希求する姿勢があった。そしてミースは、労働者の健康増進のため、国家の積極的な介入を支持してもいた。特に彼が重視したのは、都心の小規模オープン・スペースであった。

この点については、労働者のための広大な郊外型オープン・スペースの整備を目指したオクタヴィア・ヒルと比較して、ミースの国民的「退化」への懸念に加え、ヒルが自然との接触に健康増進だけでなく、愛国心の醸成を含む精神的恩恵を期待したのに対し、ミースの関心があくまで労働者の健康増進にあったことなどが強調され、彼の活動がヒルとは異なるオープン・スペース整備の「もう一つの」潮流であったことも述べられている。ヒルが次章で取り上げている、国家の介入に否定的で自助を尊重するロンドン慈善組織協会の一員であり、ミースがリベラル・リフォームの支持者であったことを考えれば、両者の比較に際してはこの相違点に言及する必要があるように思われる。

第Ⅲ部「国家との関係」では、福祉ボランティアが国家との連携を前提として、どの領域を国家に譲り、どの領域で自らがさらに固有の役割を果たすことができたのかが、三つの章で検討されている。

第5章は、ロンドン慈善組織協会（COS）を事例に、1880年代から1900年代の失業者対策を検討している。この時期は、相互扶助団体には加入できないが懲罰的な救貧法にも適さない「支援に値する困窮者」への関心が高まっていた。失業解消を求めるデモが続発する不穏な情勢下で、精

神的態度は「リスペクタブル」であるが一時的に困窮した人々、あるいはそうした態度を身につけようとする人々を慰撫するためにも失業者対策が急務であり、その結果、慈善団体の活動が活発化した。19世紀を通じて、私的慈善はこれら「支援に値する」事例への対応回路とみなされてきたが、COSはケースワークの確立とその組織化を柱とする「科学的慈善」の構想を掲げ、この役割の一層の明確化と効率化を目指した。それは「無分別な」私的慈善が労働者を墮落させているという批判へのCOSの回答でもあった。

しかしこの構想は、広範な支持を獲得できなかった。その理由として、慈善団体間の連携の欠如やケースワークのための人材不足に加え、労働者を自立へと「教導」しようとするCOSの姿勢と、その根底にある階級的な家父長主義に対する「リスペクタブルな」困窮者の反発が挙げられる。さらに20世紀に入るとこうした「支援に値する」人々に失業保険などの公的施策で対処する動きが加速し、COSを含む私的慈善は、行政機関との間に協働ないし相互補完の関係を築きながら活動することを迫られたことが論じられている。COSに内在する問題点が詳らかにされているが、後述のように、国家福祉をめぐるCOSと他のボランティア団体との見解の相違にも言及する必要があったのではないだろうか。

第6章では、全国預金友愛組合（NDFS）を事例に、その国家福祉との関係から、世紀転換期における友愛組合界の変化が明らかにされている。この時期、「共同精神」の涵養を掲げる古典的な友愛組合は、預金と貯蓄を軸とした金銭主義的な相互扶助組織の台頭に直面していた。1868年創設のNDFSは、双方の性格を併せ持つ新組織で、その規模を拡大させていた。この組織は疾病、埋葬、老齢などの各種給付を備え、それらを預金制度と結合させることで倹約と健康を促し、自助を奨励した点に特徴があったが、過大な支給約束と基金の積み立て不足によって老齢給付の赤字が拡大していた。その一方で国家年金導入を望む世論の声が高まり、20世紀に入るとNDFS内部でも、自助を強調する執行部と一般会員の中の国家年金賛成派との対立が顕在化したが、理想的な自助の非現実性が多くの一般会員に認識された結果、後者の勢力が拡大したのである。

両者の対立は1908年の無抛出制国家老齢年金

の成立により一層深刻化した。最終的にNDFSはこれを支持した。そして組織内の老齢給付に關しては、国家年金が最低限の支給を行う以上、NDFSは個人預金の増額に傾注すべきであるという主張が支持を広げ、1912年に老齢基金の廃止が決定されたのである。この事例から、友愛組合が自己の限界を認識し、預金や追加的給付に軸足を移すべく国家年金を容認したこと、すなわち金銭主義的个人利害の促進とその阻害要因の公的負担への転嫁という個人主義的な思惑が明らかにされているだけでなく、労働者の共同性の変質、ひいては「新しい労働者階級文化」の成立も示唆されている。本論文は、拡大する国家福祉の間接的影響の下で相互扶助が変容していく様子が説得的に描かれている。

第7章は、第一次世界大戦期イギリスにおける別居手当をめぐる活動から、1910年代末に普遍的な家族手当が構想されるに至った経緯を、リヴァプールでの活動から分析している。第一次世界大戦開戦直後、陸軍省は膨大な数の志願兵の家族による別居手当の申請に対処できず、支給の遅延が多数発生していた。これに対する民間の動きは迅速で、リヴァプール軍人家族協会もその一つであった。この組織は、1914年10月に国家による手当の支払いが本格的に開始されると、陸軍省から申請者の査定担当機関として業務を依頼されるようになった。しかし「権利」である手当の資格審査をチャリティ団体が行うことへの議会の反発もあって、軍人家族協会は徐々に権限を剥奪され、制度の枠組みから排除されていったのである。

またこの組織の中心人物であったエレノア・ラズボーンは、こうした活動や社会調査を行う中で、現行の賃金制度が多様な家族構成に対応できず、特に寡婦家族に貧困を生じさせていることを認識し、その解決策として、国家による全母子に対する普遍的な家族手当を構想して1920年代の家族手当運動を主導したのである。この軍人家族協会とラズボーンの活動から、国家とチャリティ団体がせめぎ合う中で、福祉をめぐる舞台がローカルな公共圏からナショナルな公共圏へと拡張していったことが明らかにされている。それでは、もはやボランティア団体はその後の家族手当運動の中で、後景へと追いやられていっただけなのであろうか。あるいはそこでは何らかの役割が想定されていたのであろうか。

「現代」では、ブレア政権期のボランティア・セクターについて、それ以前の保守党政権の政策と比較して論じられている。サッチャー政権下では、特に医療・福祉分野で地方自治体への権限移譲が行われたが、地方自治体は契約に基づきこれらのサービスをボランティア・セクターや企業へと委託したため「契約文化」の風潮が強まった。その結果、市場原理の導入や契約による補助金の支出目的の厳格化により、ボランティア・セクターは政府の代理人としての役割を強め、柔軟性や革新性などの優位性が揺らいだのである。これに対し、1990年代には政府とボランティア・セクターの新たな協同関係の構築を望む声が高まった。そしてブレア政権は「第三の道」の一環として、契約文化からパートナーシップ文化への移行を目指したのである。

ブレア政権は発足当初に「コンパクト」を提案する中で、ボランティア・セクターを国家と対等のパートナーとみなし、後者の独立性を認めていた。しかし二期目に公共サービス改革が重要課題になると、ボランティア・セクターはその供給主体として事業化を求められた。その結果、皮肉にも「パートナーシップ文化」が「契約文化」と同じくボランティア・セクターの自立性を損なわせる懸念が生じたのである。そして第三期には、ボランティア・セクターと社会的企業を含む「サード・セクター」について公共サービスに留まらない、より広範な役割が改めて重視されるに至り、政府とボランティア・セクターとの関係が模索され続けたことが明らかにされている。小さな政府を標榜する保守党政権が、契約文化の下でボランティア・セクターに強力に介入し、「第三の道」を掲げたブレア政権もまた、ボランティア・セクターとの対等な関係を目指しながら、これの自律性を損なう危険を冒していたとの指摘は、非常に興味深い。

以上みてきたように、本書の各章において、国家と個人との間に横たわる幅広い福祉の中間領域へと多角的なアプローチを試みている点は高く評価されるべきであろう。こうした試みによって、「自由放任から福祉国家へ」というかつての単線的な福祉史理解において、福祉国家の揺籃期として、そしてボランティアリズムの後退局面として位置づけられた19世紀後半から20世紀初頭のイギリ

スでは、慈善や相互扶助、企業福祉をはじめとした多様なボランティア活動が、時に国家や地方当局にその役割を譲る一方で、これらを補完するばかりでなく、先導する役割さえ果たす場合があったことが明らかにされているのである。同時にこうした本書で明らかにされた論点は、福祉国家とネオ・リベラリズムとははざまで岐路に立っている現在の我が国の福祉政策に対しても多くの示唆を与えてくれるように思われる。

また「前史」の金澤論文でも指摘されているように、これまでのチャリティ研究では、募金立の篤志協会に関心が集中する傾向があったが、本書では慈善信託だけでなく、日本でほとんど知られることのなかったボランティアな活動にも言及が及んでいる。とりわけ第1部で取り上げられているボランティアと営利との親和性の議論は、家父長主義やシティズンシップ、福音主義なども異なるボランティアな活動の駆動要因を明らかにしている。加えて第6章の高田論文が、貯蓄銀行やそれを利用する労働者たちの金銭主義的な姿勢、すなわち営利への志向性が、相互扶助と国家との関係を規定した点を指摘しているように、営利性の問題は、必ずしも特定分野のチャリティのみに限定されない影響を有しており、チャリティ研究の地平を広げるものとして一層の研究の進展が期待される。

最後に本書を読み、評者が疑問に感じた点をいくつか指摘しておきたい。まずは、地方自治体とボランティア団体との関係がほとんど言及されていない点である。19世紀の大半を通じて、地方自治体が福祉分野で果たした役割が限定的であったことは疑いを容れない。しかしその一方で、地方自治体は、間接的ではあるが、様々な形で地元のボランティア・セクターの活動を支援していた。寄付金を集めるためにコンサートやサイクリングなどのイベントを主催し、あるいは基金の設立を主導する場合もあったのである。また19世紀末になると、公衆衛生関連の法律が次々に制定され、また州議会が創設されたことで、福祉における地方自治体の役割は拡大した。第4章では、ボランティア団体が設置したオープン・スペースの管理を州議会に委ねていたことが指摘されているが、こうした地方自治体とボランティア団体との連携を含む諸関係についてより詳細な研究が必要なのではないだろうか。

もうひとつは、ボランティア団体に対する国家側からのアプローチについてである。本書では、ボランティア団体が時に柔軟に、時には軋轢を生じさせながら国家との関係を構築していったことが明らかにされているが、その反面、近年の研究では、国家がその役割を拡大させていく中で、例えば1911年国民保険法の制定に際して、相互扶助団体をその運営原理を尊重しながら慎重に取り込もうとしていたことや、ウェッブ夫妻のナショナル・ミニマム論が、相互扶助を前提として組み立てられていたことが指摘されている⁴⁰。つまり「福祉複合体」の中でボランティアリズムを理解しようとするれば、国家介入の在り方についても再検討が不可欠なように思われるがいかがなものだろうか。

そして三点目は、福祉ボランティアリズムという分析視角についてである。序論では、「自由放任」から「新自由主義」への転換期にあって、チャリティやフィランソロピーといった語の意味が不安定化する中で、混乱した同時代の諸語ではなく福祉ボランティアリズムを用いる有用性を説いている。しかし各章において、この分析視角を用いようとする意識は、希薄であるように見受けられる。何よりもこの福祉ボランティアリズムと福祉複合体、特にその中のボランティア・セクターとの関係性、差異が曖昧であるように思われる。福祉複合体については、それが本書の歴史認識の前提とされていることから、福祉ボランティアリズムは、その枠組みの中で展開されていくものと考えられる。しかしながら、序論において示される議論の枠組みや問題提起は、福祉複合体論のそれと多分に重なり合っている節がある。例えば営利との親和性の問題は、ボランティア・セクターとコマーシャル・セクターとの、時に曖昧になる境界線上の問題として捉えることが可能であろう。それゆえに、福祉ボランティアリズムという視座でこそ得られる新しい知見についても、何らかのご教示をいただきたい。

以上、評者の可能な限りにおいて本書の理解に努めたが、もし誤読や誤解があったとすれば執筆各位のご寛恕を乞う次第である。いずれにせよ、本書は福祉史研究におけるボランティアリズムの豊かな可能性を示すと同時に、現代のわれわれが抱えている社会福祉の諸問題に対しても貴重な示唆を与えてくれていることは疑いを容れない。福祉史

の研究者のみならず、広く福祉に関心を持つ方々にもご一読をお勧めしたい。

注

- (1) 福祉複合体論に関しては, B. Harris, *The Origins of the British Welfare State: Social Welfare in England and Wales 1800-1945*, London: Palgrave Macmillan, 2004; 高田実『『福祉の複合体』史の語るもの——〈包摂・排除〉と〈安定・拘束〉』『九州国際大学経営経済論集』第12巻第1・2号(2006年12月); 長谷川貴彦「ポスト・サッチャリズムの歴史学」『歴史学研究』第846号(2008年10月)などを参照。
- (2) B. Harris and P. Bridgen (eds), *Charity and Mutual Aid in Europe and North America Since 1800*, London: Routledge, 2007 や高田実, 中野智世編著『福祉』ミネルヴァ書房, 2012年。
- (3) ここでいう新自由主義 (New Liberal-

ism) とは, サッチャーやレーガンに代表される市場原理を重視し, 小さな政府を志向するネオ・リベラリズムとは異なり, 市場原理を肯定する一方で, 個人の自由を保護するために一定程度の国家介入を正当化する「介入的な自由主義」を指す。詳しくは, 本書でも紹介されている小野塚知二編『自由と公共性——介入的自由主義とその思想的起点』2009年, 日本経済評論社などを参照されたい。

- (4) 江里口拓「ウェップにおける社会進化とコレクティヴィズム——世紀転換期イギリスにおける福祉社会の構想——」『社会福祉研究』(2001年7月), 四谷英子「1911年イギリス国民保険法成立過程におけるロイド・ジョージの『強制された自助』の理念——『自助』と社会保険の架橋をめざして——」『歴史と経済』第54巻第1号(2011年10月)。